

「骨太の方針 第4弾」の三位一体の改革について(会長談話)

今回、「骨太の方針 第4弾」に、平成18年度までに概ね3兆円規模の国から地方への税源移譲を目指すことが盛り込まれました。税源移譲額が示されたことで、三位一体の改革が地方への負担転嫁のみで終わらないことが保障されたこととなり、まずはひと安心しております。

また、同時に、国庫補助負担金の廃止・縮減の具体案の取りまとめを地方に求められており、地方に責任を課せられたものと認識し、重く受け止めております。

指定都市市長会は、経済財政諮問会議で「骨太の方針 第4弾」が議論される前の5月7日に、竹中大臣、麻生大臣はじめ関係方面に対し、税源移譲・権限移譲を基本とした真の三位一体の改革の実現に向けて意見書を提出いたしました。その中で税源移譲については、国庫補助負担金の廃止・縮減に先行して、税源移譲するのが重要であると主張したところでございます。「骨太の方針 第4弾」に、国から地方への税源移譲額が盛り込まれたことは、指定都市をはじめとした地方の意見が反映されたものと高く評価しております。

しかし、3兆円の税源移譲額のうち平成17年度にどれだけ実施されるのかは明記されておらず、三位一体の改革の全体像や工程表の提示については秋に先送りされました。移譲税目についても指定都市市長会は所得税、消費税、法人税の複数の基幹税での移譲を要望いたしましたが、所得税の1税目のみしか示されておられません。

今後、国庫補助負担金の廃止・縮減について、指定都市市長会としての具体案を取りまとめるとともに、早期の改革の全体像や工程表の提示、および複数の基幹税による税源移譲について引き続き求めていくなど、真の三位一体の改革の実現に向け、地方の意見が十分反映されるよう、さまざまな機会をとらえて申し上げてまいりたいと考えております。

平成16年6月3日

指定都市市長会 会長 松原 武久